

道路法令関係Q&A

不法埋め立てと道路法

道路局路政課

ダイスケ 新年も明けて二カ月が経ったが調子は
どうだい？

やすお 絶好調ですよ！ 昨年は先輩方に色々ご
指導いただきましたし、ますます仕事が目白く
なってきたところです！ 年度末は何かと忙し
いですけどね。

ダイスケ それは頼もしいな。

やすお ところで先輩、今私が担当している案件
で、道路区域内の敷地に無許可で大量の土砂を
捨てて埋め立てている者がいて、対応に困って
いるのですが・・・周辺には民家が密集して
いて住民の安全が心配です。

ダイスケ それはやっかいな話だな。ただ、道路
区域内の話であれば、道路管理者として法に基
づく毅然とした対応をとることが必要だな。

やすお 道路法に基づく対応策としては具体的に
どのようなものがあるのでしょうか？

ダイスケ もちろん最初は、粘り強く対話による
解決を目指すことが重要だね。ただ、それでも

相手が不法な埋め立てを続行するようであれ
ば、法に基づいて厳しく対処する必要がある。

今回の行為において、道路区域内で、既設の排
水溝を潰したり、境界杭を抜き取ったり、立入
防止柵を撤去処分したり、あるいは大量の土砂
を投機したりしていれば、前者は第四十三条

(道路に関する禁止行為) 第一項、後者は第四
十三条第二項に該当する可能性があるんだね。

やすお なるほど。埋め立てられた土砂の除去を
誰が行うのか、その費用は誰が負担するのか、
といった問題もありますね。

ダイスケ そうだね。第四十三条違反の場合に、
道路管理者が行う処分行為とは何か分かるか
い。

やすお えーっと・・・あっ！ 第七十一条に
基づく監督処分ですか。

ダイスケ そのとおり。よく勉強してるね。第七
十一条第一項第一号においては、道路法に基づ
く規定等に違反している者に対して、道路等を

原状に回復することを命ずることができる旨を
定めているんだ。つまり、今回のような土砂を
捨てて埋め立てる等といった違法な行為は、第
四十三条に該当する可能性があり、道路に関す
る禁止行為として位置付けられれば、第七十一
条第一項第一号に基づく監督処分が可能となる
んだね。

やすお なるほど。道路管理者の監督権により、
違法な状態を解消することができるんですね。

ダイスケ そうだね。今回の場合と異なり、土砂
を埋め立てた者が不明の場合は、第七十一条第
三項を根拠に、埋め立てた者の負担によって、
道路管理者自ら土砂の除去を行い、またはその
命じた者若しくは委任した者に土砂を除去させ
ることができるんだ。あらかじめその旨、官報
等で公告しなければならぬけどね。

やすお 今回の様なケースで、仮に監督処分に対
し、義務が履行されない場合は、どのように対
処するのですか。

ダイスケ 道路管理者が埋め立てた者に対して、
再三再四義務を履行するよう要請しても、一向
に工事を行う様子がないようであれば、その不
履行が「著しく公益に反すると認められる」場
合は、行政代執行法第二条に基づく行政代執行
が可能となるんだ。道路管理者は埋め立てた者
から代執行に要した費用を徴収することが可能

になるんだね。

やすお へえー。ただ、代執行にふみきる場合、「著しく公益に反すると認められる」場合に該当するかどうかの判断が難しいですね。

ダイスケ よく勉強してるね。確かにやすお君の言うとおりだよ。今回の件では、例えば、不法な埋め立てによって、「道路区域内の雨水等が民地側に流出する場合」や、「民家に土砂が流出し人命にかかわる災害を招く危険性があること」等が著しく公益に反すると認められる可能性はあるだろうね。

やすお なるほど。

ダイスケ ただ、代執行はあくまで最終手段なんだ。双方にとって一番いいのは、やはり対話による解決なんだね。

やすお そうですね。とても勉強になりました！

先輩、今日は仕事も終わったし、久々に飲みに行きましょう！

ダイスケ その話のつた！ 久々に渋谷でも行くか!!

〈参照条文〉

○道路法

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者
 - 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 (略)
- 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 4～7 (略)

○行政代執行法

第二条 法律(法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。